

( 別 添 )

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 <u>目標管理基準値 243トン</u> (最大持続生産量を実現するために必要な親魚量(成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。))</p> <p>2 <u>限界管理基準値 105トン</u> (最大持続生産量の60パーセントを実現するために必要な親魚量)</p> <p>3 <u>禁漁水準値 15トン</u> (最大持続生産量の60パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第4～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p><u>令和元年(2019年)の資源量(令和2年(2020年)資源評価において436トン)を、法第12条第2項に規定する、維持し、又は回復させるべき目標となる値とする(自然死亡率の今後の動向について予測することが困難であり、同条第1項の規定に基づく目標値の提案が困難とされていることから、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)</u>。ただし、資源評価の精度の向上により、より適切な目標を定めることができる場合には、これを見直すこととする。</p> <p>第4～第9 (略)</p>
<p>(別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 <u>目標管理基準値 2.6千トン</u> (最大持続生産量を実現するために必要な親魚量(成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。))</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>禁漁水準値 0.2千トン</u> (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 漁獲シナリオ</p> <p><u>令和7年度(2025年度)の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度(</u></p>	<p>(別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 <u>目標管理基準値 3千トン</u> (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量(成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。))</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>禁漁水準値 0.1千トン</u> (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 漁獲シナリオ</p> <p><u>令和2年(2020年)の資源評価に基づき、親魚量が令和12年(2030年)に</u></p>

2036管理年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえずわいがに日本海系群A海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。

(削る)

(削る)

(削る)

- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

## 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

- (1) 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の規定に基づき算出した値が3千トンを上回っている場合は、3千トン

第5～第9 (略)

、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえずわいがに日本海系群A海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 令和3年(2021年)は、3(1)の漁獲可能量(3千トン)により管理を行うものとする。
- (2) 令和4年(2022年)から令和12年(2030年)までは、以下のとおりとする。

① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

(新設)

## 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

- (1) 令和3年(2021年) 3千トン
- (2) 令和4年(2022年)から令和12年(2030年)まで 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

第5～第9 (略)

(別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

1 目標管理基準値 1,217トン(最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量(雌のみ)が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値)

2 限界管理基準値 415トン(親魚量の過去最小値)

3 禁漁水準値 0トン

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

令和7年度(2025年度)の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度(2036管理年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたずわいがに日本海系群B海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.7を乗じた値とする。

(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

(別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

1 目標管理基準値

加入量当たり親魚量(成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。)が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、30%となる漁獲圧力の水準とすることで達成される資源水準の値とする。

(注) ずわいがに日本海系群B海域は、現時点では、再生産関係を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの数年間は、上記の指標を代替的に用いて目標管理基準値を設定する。

2 限界管理基準値

可能な限り早期に手法を開発して設定することとする。

(新設)

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

第3の1の漁獲圧力を上回らないよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

第3の1の漁獲圧力の水準に、0.8を乗じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 (略)

第5～第9 (略)

(別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

かにかご漁業(法第57条第1項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。)による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量(かご数当たり漁獲キロ数をいう。以下この別紙において「資源量指標値」とする。)を、昭和63年(1988年)漁期から令和6年(2024年)漁期の最低値である0.4を下回らないようにすること(当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがこの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)

第4～第9 (略)

(別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査(水産機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。)による漁獲対象資源(甲幅90mm以上の雄)の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg(平成15年(2003年)から令和6年(2024年)までの間(令和4年(2022年)を除く。)に最低とされた値)を下回らないようにすること(主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものと

3 (略)

第5～第9 (略)

(別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

かにかご漁業(法第57条第1項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。)による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量(かご数当たり漁獲キロ数をいう。以下この別紙において「資源量指標値」とする。)を、昭和63年(1988年)漁期から令和元年(2019年)漁期の平均である1.0付近とすること(当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがこの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)

第4～第9 (略)

(別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査(水産機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。)による漁獲対象資源(甲幅90mm以上の雄)の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg(平成15年(2003年)から令和元年(2019年)までの間に最低とされた値)を下回らないようにすること(主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)

する。)。  
第4～第9 (略)

第4～第9 (略)